1
2017
JANUARY

## ご存じですか？国土交通省「すまい給付金」制度

「すまい給付金」制度は、消費税率引上げによる住宅取得者の負担をかなりの程度緩和するために創設した制度です。

すまい給付金制度は、住宅ローン減税の拡充による負担軽減効果が十分に及ばない収入層に対して、住宅ローン減税とあわせて消費税率引上げによる負担の軽減をはかるものです。このため、収入によって給付額が変わる仕組みとなっています。

詳細は、事務局までお問い合わせください。

**問合せ**
すまい給付金事務局
☎0570－064－186

## 国税庁のホームページ タックスアンサーのご利用と電話相談センターについて

国税庁ホームページ「タックスアンサー」では、よくある税のご質問に対する一般的な回答を税金の種類ごとに調べることができます。また、キーワードによる検索もできます。確定申告書作成の参考として是非ご利用ください。

◆国税庁HPアドレス
https://www.nta.go.jp/

◆電話相談センターのご案内

国税庁では、電話による国税に関する一般的なご相談を、国税局及び国税事務所ごとに設置する「電話相談センター」で集中的に受け付けております。最寄りの税務署へ電話をおかけいただき、自動音声案内に従って、番号「1」を選択していただくと、「電話相談センター」につながりますので、ご利用ください。

なお、確定申告期におきましては、番号「0」を選択していただくと、「確定申告電話相談センター」につながりますので、こちらもご利用ください。

## 国税庁・確定申告は2月16日から3月15日まで

確定申告しなければならない場合についてお知らせします。

◆確定申告が必要な人

各種所得の合計額から所得控除を差し引いた「課税される所得金額」に所得税率を乗じた「所得税額」から配当控除額と年末調整の際に控除を受けた住宅借入金等特別控除額を差し引いたものの残額が左記に該当するものは確定申告が必要です。

- 給与収入が2千万円を超える場合
- 各種の所得金額（給与所得、退職所得を除く）の合計額が20万円を超える場合
- 2つ以上の会社より給与を受け、年末調整されなかった給与の収入金額と各種の所得金額（給与所得、退職所得を除く）との合計額が20万円を超える場合

※給与所得の収入金額の合計金額から所得控除の合計額（雑損控除、医療費控除、寄附金控除及び基礎控除を除く）を差し引いた残りの金額が150万円以下でさらに各種の所得金額の合計額が20万円以下の方は申告不要です。

◆確定申告をすれば税金が戻る人

給与所得者で確定申告の必要のない方でも、次のような場合で源泉徴収された税金が納めすぎになっている場合には、還付を受けるための申告（還付申告）により税金が還付されます。

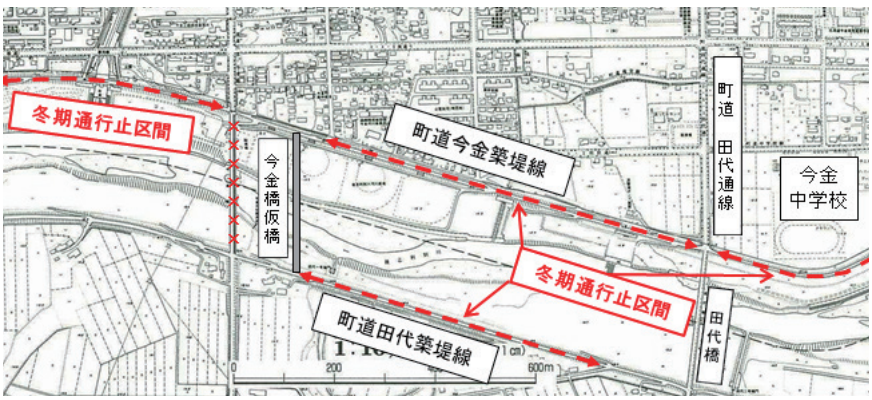
- 災害や盗難、横領により住宅や家財などの資産に受けた損害などについて雑損控除を受ける場合
- 病気やけがなどで支払った多額の医療費について医療費控除を受ける場合
- 家屋を住宅借入金等で新築や購入、増改築をして、住宅借入金等特別控除を受ける場合

※給与所得者で確定申告の必要がない方が還付申告をする場合は、その他の各種所得（退職所得を除く）も申告が必要です

## 今金築堤線の冬期通行止めについて

平成27年10月26日からの今金橋通行止により、町道田代通線の交通量が増加したため、今冬も町道今金築堤線を冬期通行止とし、田代橋交差点への車両侵入を無くす事により、田代通線の走行車両の安全を確保しますのでお知らせします。ご不便をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。

なお、通行止期間は積雪による通行不可日から平成29年融雪までとし、期日は特定いたしません。




問合せ　役場公営施設課　☎82-0111

## ストップ！消費者問題

警察官を名乗る男から、「詐欺グループを逮捕したら、あなたの名義の偽造通帳があった。すぐにお金を引き出してほしい。」と電話があった。さいわい、銀行職員の声掛けと警察への通報により被害を防止できましたが、最近このような電話が多くなってきております。

このような電話がきたら相手にせず、電話を切り役場や交番に連絡してください。

今金町は引き続き消費者行政の維持・強化に努めてまいります。



**問合せ**
・せたな警察署今金交番
☎82-0435
・役場まちづくり推進課
☎82-0111

## 日本一の「今金男爵」を守ろう !!

ジャガイモシストセンチュウの拡散防止には町民の皆様のご理解とご協力が必要です

## 冬山登山の遭難にご注意してください !!

事故を防ぐためにも、単独での入山は避け、二人以上で声を掛け、注意しましょう。

**緊急時の連絡先**
- 警察署･･･☎「110番」
- 今金消防署･･･☎「82-0519」

■今金町では遭難捜索費用を捜索依頼者に負担していただいております

## ゆかりの方にＰＲください ～ふるさと納税～

たくさんの期待や思いをお待ちしております。皆さんのお知り合いに、是非、ご紹介ください。

■平成28年度現在 447件 703万1,000円

※詳しくは、役場総務財政課総務グループ又はホームページへ

## 目指せ車いす！

リングプル回収事業

○ 現在ストック量…280kg
車いす交換まであと420kg

※700kgで車いす一台と交換できます

今金町社会福祉協議会

## 北海道電力からのお願い

○この冬も引き続き「無理のない範囲での節電」にご協力をお願いします。

○詳しくは、ほくでんホームページをご覧ください。

ほくでん節電　検索

## ◆函館バス～冬の『バス冒険キング』実施

【料金】
小学生 50円　中学生 100円
※12月23日(金)から平成29年２月28日(火)まで、せたな町、今金町、長万部町を運行する全路線が対象。１乗車につき上記の金額で乗車できます。

【問合先】
函館バス（株）北桧山出張所
☎0137-84-5434

## 110番の適切な利用をお願いします！

110番は、緊急の事件・事故などをいち早く警察へ通報するための緊急電話です。

函館方面本部地域課通信指令室の警察官が受理しますので、その場所の住所や付近の目標となる建物などを正しく伝えてください。

緊急の対応を必要としない届出、照会などは、最寄りの警察署、交番・駐在所の電話を、相談や警察業務に関する意見・要望は、短縮ダイヤル「＃9110」の警察相談専用電話をご利用ください。

（せたな警察署　☎0137-84-6110　今金交番　☎82-0435）

## 「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）のために、年次有給休暇を計画的に活用しよう」

「仕事と生活の調和推進のための行動指針」（平成22年６月改定）において、2020年までに「年次有給休暇の取得率を70%までに引き上げる」とした目標が示されています。

また、「ニッポン一億総活躍プラン」（平成28年６月２日閣議決定）では「企業における労使一体での年次有給休暇の取得向上」が掲げられ、「明日の日本を支える観光ビジョン」（平成28年３月30日閣議決定）では「観光先進国」に向けて、働き方・休み方改革を推進し、年次有給休暇の取得促進を一層促進する取組が求められています。

年次有給休暇を取得しやすい年末年始における連続休暇、来年（来年度）の年次有給休暇の計画的付与などの促進を図りましょう。

**厚生労働省・北海道労働局・労働基準監督署**

## 65歳以降の定年の引上げや継続雇用制度の導入を検討している事業主の皆さまへ

「ニッポン一億総活躍プラン」（平成28年６月２日閣議決定）において、65歳以降の継続雇用延長や65歳までの定年延長を行う企業等に対する支援の実施が盛り込まれたことを受け、65歳超雇用推進助成金を創設し、65歳以上への定年引上げ等を行う企業に対して重点的に支援を行うことで、65歳以降も希望者全員が安心して働ける雇用基盤を整備するとともに「生涯現役社会」の構築を図ります。

概要については、次のとおりです。

平成28年10月19日以降に労働協約又は就業規則に以下の制度を想定し、制度を実施した場合に助成（１事業主につき１回限り）

| | 導入する制度 | 助成額 |
|---|---|---|
| ① | 65歳への定年引上げ | 100万円 |
| ② | 66歳以上への定年引上げ又は定年の定めの廃止 | 120万円 |
| ③ | 希望者全員を66～69歳まで継続雇用する制度の導入 | 60万円 |
| ④ | 希望者全員を70歳以上まで継続雇用する制度の導入 | 80万円 |

※①～④の複数の制度を合わせて導入した場合は最も高い額のみ支給

お問合せ、ご相談、申請等については
独立行政法人　高齢・障害・求職者支援機構　北海道支部
（☎011-622-3351）が窓口となります。

## みんなの広場

◆今月の団体◆
「今金剣道少年団」

「活動についてPRしたい団体を募集しています」



▲大会の様子

今月は、『今金剣道少年団』について紹介します。

今金剣道少年団は昭和48年に設立され指導者４名中学生４名で現在活動しております。

活動は毎週(火・木18：00～)(土９：30～)総合体育館で稽古に励んでおります。

４月～11月まで毎月１回程度江差町、乙部町、森町、函館市などで開催される大会に参加し、各大会で上位入賞しております。

日々の稽古では剣道練習だけではなく、礼儀や作法を身に付けております。

年々、剣道をやる子どもたちが少なくなってきておりますので、もし入団希望の方がおりましたら、事務局今（090－6873－9244）までご連絡お願いいたします。

**地産地消は町民の皆様においしさと安全・**